

ふくおか

NO.37

令和6年2月発行

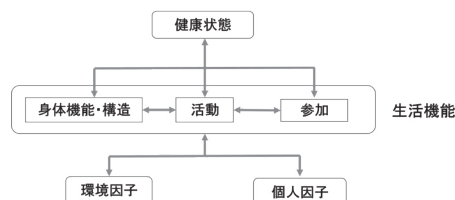
特集 『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』のさらなる推進

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進のための4つのキーワード

精神障がいのある人が本来の力を発揮して暮らすには、その人の強みについての認識の深化や社会的不利が減ることが必要です。本人や支援者をはじめとする地域の構成員が必要に応じて力を合わせて動くことも求められます。よい協働のために皆で共有したいキーワード(考え方)を、以下に挙げます。

① 障がいの考え方:「ICF」 2001年にWHOは、国際生活機能分類(ICF)を採択しました。「この特徴は、これまでのWHO国際障害分類がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面から見るように視点を転換し、さらに環境因子を加えた」(厚生労働省ホームページ)点です(右図参照)。各因子が相互に影響しているので、すべての因子が支援の対象になります。

図 ICFにおける生活機能の構造図



② 地域連携の手法:「包括的支援マネジメント」 包括的支援マネジメントはICFの考えに基づいて「精神障害者が地域で生活するうえでのさまざまな課題、支援ニーズに対応し、本人が地域で安心して自分らしく生活できるように支援を提供する」(「包括的支援マネジメント実践ガイド」より)ものです。これと同様のことが、保健所が支援連携の要になっている措置入院者等の退院後支援事業において実施されており、市町村でも展開されることが望まれます。

③ 本人中心の支援:「シェアード・デジジョン・メイキング」(共同意思決定、SDM) 地域生活への視点からその人の希望や価値観を尊重して、治療やサービス方針を本人と支援者で共同して形成することが大事です。

④ 「障がい者の権利擁護」 権利擁護(アドボカシー)は本来あらゆる人によってなされるものですが、わが国では特に行政職員が積極的に行うに適しています。その人にふさわしいサービスが受けられないときに、支援機関等に対して受け入れの要請やサービス内容の変更等を働きかける必要が生じます。支援機関をサポートすることで受け入れを可能にすることが大事になります。市町村の担当者をはじめ地域の様々な支援者の行動指針において、上記の理念や考え方、手法を参考にしていただくと幸いです。

(文責:福岡県精神保健福祉センター所長)

INDEX

- ◆ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」のさらなる推進 1
- ◆ 改正精神保健福祉法について 2
- ◆ 福岡県精神保健福祉センターの事業紹介 4
- ◆ 【トピックス】自殺対策について 6

改正精神保健福祉法について

令和4年の法改正は、精神保健福祉法が「障害者基本法」の基本的な理念にのっとり、精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化などによって、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。

市町村等が実施する精神保健に関する相談支援については、精神障がい者のほか「精神保健に課題を抱える者」も対象にできるようにするとともに、心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として行わなければならないことが規定されました。

また、市町村は、精神保健に関し、精神障がい者や精神保健に課題を抱える者、それらの家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の援助^(※)を行うよう努めなければならないと規定されました。

したがって、市町村は、住民に身近な行政機関として、市町村内の保健衛生部局と福祉部局、住まい、社会参加（就労等）、教育等の部署と連携し、地域の特性を活かした精神保健福祉業務の体制を整備することが必要となります。

また、保健所は、市町村が行う精神保健に関する相談支援等において、専門性や広域性が必要な事項について、積極的な市町村への支援が、精神保健福祉センターは、市町村や市町村を支援する保健所への支援強化が求められます。

※法の条文において、市町村が行う精神障がい者やその家族等に対する「指導」が「援助」に変更されました。

【改正前】市町村は、…必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。



【改正後】市町村は、…必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

◇自治体による相談支援～これまでと令和6年4月から～

都道府県は精神医療、市町村は障がい福祉サービスを担当

福祉を担当する市町村も、精神保健の相談支援に取り組む

「精神障がい者」と分かっている人が相談支援の対象

法律上、「精神保健に課題を抱える者」も相談支援の対象に



窓口や電話で精神疾患についての相談があったときに対応

住民の様々な困りごとから精神保健のニーズに気づく

精神保健に関する担当者だけが担当

介護、生活困窮、母子保健等様々な分野と一体で取り組む



令和4年法改正の視点

■当事者の尊厳を守り、意思を尊重し、当事者が力を発揮できるようにする。

- ・ 非同意入院時の告知に「入院の理由」を追加、家族にも告知
- ・ 入院者訪問支援事業の創設（令和6年4月から）

精神科病院で入院治療を受けている方は、医療機関外の方との面会交流が特に途絶えやすくなります。入院している方のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者を中心として、第三者による支援が必要と考えられる方に対して、希望に応じて、困りごとを丁寧に聴き、生活に関する相談や情報提供をすることを役割とした、「訪問支援員」を派遣するものです。

- ・ 虐待通報の仕組みの制度化（令和6年4月から）

都道府県等への虐待通報が義務化されます。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障がい者は、その旨を県に届け出ることができます。

■入院の継続は「当たり前」ではないことを、医療機関も本人も家族も、これまで以上に意識する。

- ・ 医療保護入院の上限期間の法定化（令和6年4月から）
⇒ 6か月を経過するまでの間は3か月、6か月を経過した後は6か月以内

■そうした前提の上で、必要な医療へのアクセスを確保する。

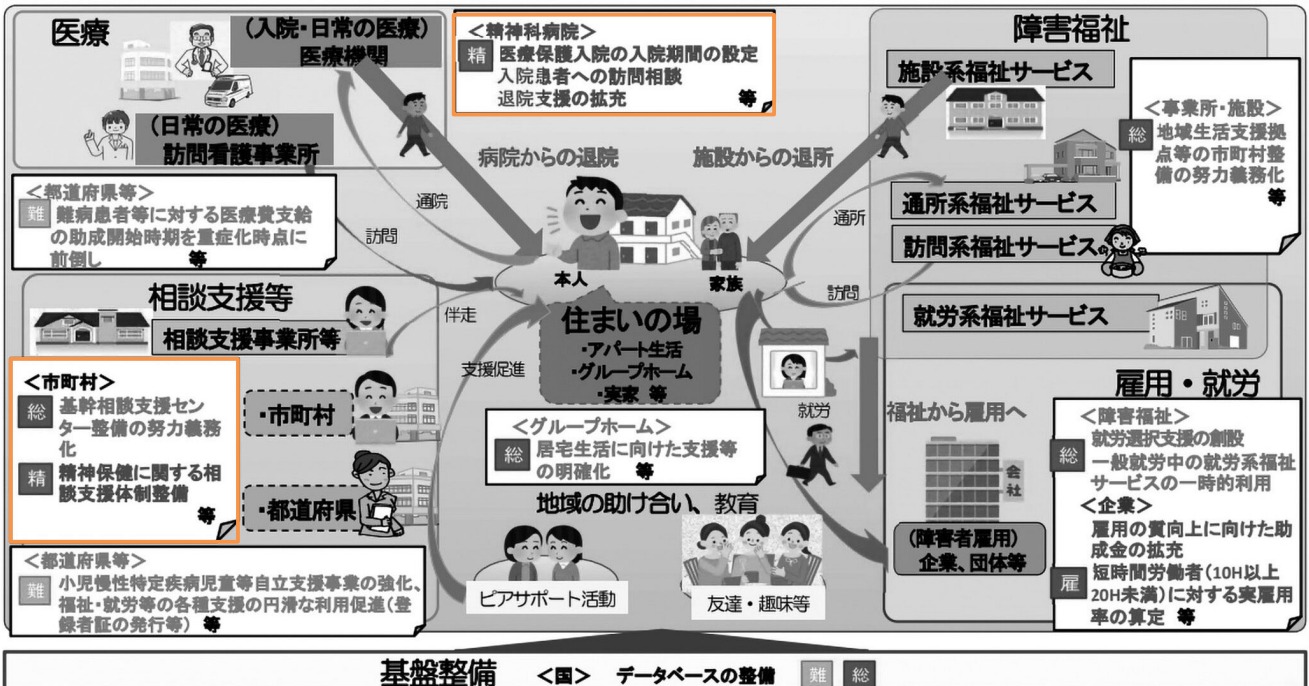
- ・ 家族が「意思表示をしない」場合の市町村長同意（令和6年4月から）

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

○ 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、

- ・ 施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係） 総 精 難
- ・ 福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係） 総 雇
- ・ 調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備（難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係） 難 総

等を推進する。



(厚生労働省資料から引用)

福岡県精神保健福祉センターの事業紹介

心の健康相談

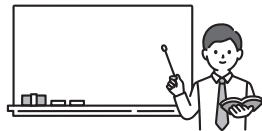
こころの健康、こころの病気に関するご本人やご家族、身近な方からのご相談を、精神科医、保健師、心理判定員等の相談員が電話や面談で伺います。

- 電話相談：月～金 8：30～17：15
 - 来所相談（予約制）：月・火・木・金 9：00～12：00
 - 専門相談（予約制）：TEL092-582-7500
- ⇒アルコール・薬物相談（ギャンブル等依存症含む）第1～4火曜日 9：00～12：00
薬物やアルコール等の依存症でお悩みのご本人やご家族の相談に応じます
- ⇒思春期精神保健相談 第1・3木曜日 9：00～12：00
思春期のこころの問題でお悩みのご本人やご家族の相談に応じます。
- 心の健康相談電話（専用回線）TEL092-582-7400
お電話だけで悩みなどの話を聞いてほしい方のための相談電話です。
- 【受付時間】 月～金 9：00～16：00
※相談日時等は全て祝日・年末年始を除く。

薬物依存家族教室

◇第4木曜日：14：00～16：00

- ・薬物依存の方がいらっしゃるご家族を対象にした教室です。（3・4月はお休み）
- ・年2クール（1クール5回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・初めて参加される方は事前にお申し込みください。



薬物依存回復支援プログラム

◇第1・3水曜日：午後

- ・薬物依存から回復したいご本人を対象としたプログラムです。
- ・このプログラムは薬物の再使用を防止するための具体的方法を学ぶものです。
- ・安心できる場で仲間との交流を通して回復を支援します。
- ・事前に面談を行います。まずはお電話ください。



【申し込み・問い合わせ先】 TEL092-582-7500



ギャンブル依存家族教室

◇第4月曜日：14：00～15：30

- ・NPO法人ジャパンマック（依存症回復支援施設）に委託し実施しています。
- ・ギャンブルの問題でお困りのご家族を対象にした教室です。
- ・年2クール（1クール3回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・ギャンブル依存症の基本的な知識や対応方法についての学びや、家族同士の分かち合いの場となっています。
- ・初めて参加される方は事前にお申し込みください。

ギャンブル依存回復支援プログラム

◇第4月曜日：14：00～15：30

- ・NPO法人ジャパンマック（依存症回復支援施設）に委託し実施しています。
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたいと願うご本人を対象としたプログラムです。
- ・同じギャンブル等の悩みを抱える仲間と一緒にギャンブル等に頼らない生き方を取り戻すことを目指します。
- ・年2クール（1クール5回）、クール途中からの参加も可能です。
- ・事前に面談を行います。まずはお電話ください。

福岡県地域自殺対策推進センター（福岡県精神保健福祉センター内）

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点です。

業務概要

- 1 自殺に関する情報の収集等
- 2 県および市町村の自殺対策計画支援
- 3 関係機関のネットワーク構築
- 4 市町村および民間団体が行う自殺対策事業への支援
- 5 人材育成研修の開催
- 6 市町村における自殺未遂者および自死遺族等支援に対する助言等



【予約・問い合わせ先】
TEL092-582-7500

自死遺族のための法律相談

福岡県内にお住まいで、自死により近い人を亡くされた方を対象に、相続、借金問題など、自死に伴い生じる法律問題について、弁護士が面接による法律相談をお受けします。個人情報を守られますので、安心してご相談ください（福岡県内に在勤・在学している方もご利用いただけます。）。

日時 毎月第4火曜日 13:30~16:30（予約制）

場所 福岡県精神保健福祉センター

費用 無料

【予約・問い合わせ先】
TEL092-582-7500

福岡県ひきこもり地域支援センター（福岡県精神保健福祉センター内）

ひきこもり支援コーディネーターが相談に応じています。

○相談（電話、来所、訪問・同行、オンライン）：月～金 9:00～17:00

【専用ダイヤル】 092-582-7530

○フリースペース「ねすとゝたまゆら」

第2・4火曜日 14:00～16:00

ひきこもり状態にある方が、家から一歩踏み出し、人との関わりや様々な体験ができる場となっています。

○家族のつどい：第3木曜日 14:00～16:00

ひきこもりについて正しく理解し、本人への言葉かけの工夫などを学びます。外部講師による講話の実施、参加者同士の交流や語らいの場となっています。



（写真：フリースペース活動状況）

福岡県ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス

筑豊および筑後サテライトオフィスで、ひきこもり支援コーディネーターが相談に応じています。

○相談（電話、来所、訪問・同行、オンライン）：月～金 9:00～17:00

筑豊サテライトオフィス（田川市猪国2559 いいかねPalette）

【電話】 0947-45-1155

筑後サテライトオフィス（久留米市長門石3丁目10-34 ニューグリーンビル1階）

【電話】 0942-37-2280

※サテライトオフィスは、社会福祉法人グリーンコープに委託しています。

トピックス

自殺対策について

わが国では、自殺者が急増した平成10年以降、自死遺族や自殺予防活動を行う民間団体等の働きかけを契機に、国を挙げた自殺対策が推進されてきました。

自殺対策基本法が制定された平成18年と比較し、自殺者数は減少していることから、取り組みには一定の効果があったとされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響等も受け、いまだに深刻な状況は継続しています。

今後はさらなる自殺対策の推進のため、部署を超えた連携や関係機関との一層の連携強化が求められます。また、地域住民の方々にも自殺対策について理解してもらうことで、偏見が解消され、自殺を考えている人が支援に繋がることのできる「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

～福岡県の自殺対策事業について（一部抜粋）～

◇福岡県自殺対策計画（第2期）の策定（令和5年3月）

平成28年の自殺対策基本法の一部改正により、都道府県及び市町村では自殺対策計画の策定が義務付けられ、計画に基づき関係機関とともに自殺対策事業を実施します。市町村でもそれぞれ自殺対策計画を策定し、見直していく予定です。

◇相談体制の整備

電話相談窓口「ふくおか自殺予防ホットライン」やSNS相談窓口「きもち よりそうライン@ふくおかけん」を設置し、自殺を考えている人からの相談に対応します。各保健所や市町村、当センターにおいても、こころの健康に関する相談対応を行っています。

◇ゲートキーパー養成研修

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」を養成しています。

◇自死遺族のための法律相談

県内にお住まいで自死により身近な方を亡くされた方に対し、法律相談を行っています。

～国の動向について～

⇒自殺総合対策大綱

令和4年10月14日に今後5年間の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

⇒こどもの自殺対策について

令和4年の児童生徒の自殺者数が514人と過去最多となったことを受け、令和5年4月に発足した「こども家庭庁」の支援局に「自殺対策室」が設置されました。また、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が制定され、総合的な取り組みを進めており、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定されました。

自殺対策強化月間（3月）・自殺予防週間（9月）

自殺対策基本法に基づき、毎年3月を「自殺対策強化月間」、毎年9月10日から16日までを「自殺予防週間」と定め、地方公共団体や関係団体等とも連携し、普及啓発活動を行っています。

もうすぐ3月になりますが、ライフステージの変化や年度末と何かと忙しい時期、そして環境が変わる時期でもあります。

一人で抱えず、自身のつらさを自覚し周囲へ相談しましょう。相談機関への相談も、あきらめることなく続けましょう。

◇参考：福岡県ホームページ（自殺防止）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/3/22/88/>

心の悩みや心の健康、県内の相談窓口のページにアクセスします。

福岡県 自殺予防 相談

検索

